

## 令和6年能登半島地震の被災者に対する住居等の提供についてご協力のお願い

愛媛県では、令和6年能登半島地震で被災された方々に一時的な居住場所を確保するために、県民の皆様や各企業等の善意により無償で貸与される住宅を登録し、被災された方に紹介する「善意の住宅紹介制度」を実施しています。

県民の方々に

○使っていない空家や離れがあるから一時的に使ってほしい

○社宅等の施設が空いているから一時的に使ってほしい 等

被災者支援のため、無償で住宅を提供いただけるという方は次の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

- |        |   |
|--------|---|
| 1 受付窓口 | 愛媛県県民環境部県民生活局県民生活課  |
| 2 連絡先  | TEL : 089-912-2336<br>FAX : 089-912-2299<br>メール : kenminseikatsu@pref.ehime.lg.jp |
| 3 受付時間 | 平日8:30~17:15  |

### <注意事項>

- この制度で募集している住宅等は、「無償」が条件です。県から住宅提供者に対して補助金等が支給されることはありません。
- ご提供いただきました住宅の情報は、所有者が特定されない形で県ホームページ等により広く公表します。
- 被災者から県に利用の申し込みをいただいた場合、県から被災者と住宅提供者双方に連絡先をお伝えしますので、入居に関する交渉や契約は直接行っていただきます。
- 被災者と住宅提供者それぞれの関係は、法的には民法 593 条に規定される「使用貸借」という契約関係になります。将来のトラブルを防ぐために契約書を交わすことをお勧めします。
- 住宅の使用貸借については、住宅提供者と被災者のお互いの合意によるものとなります。交渉や契約、入居後のトラブルに関しては、県は関与できませんので、万一、トラブルが発生した場合は、当事者間で誠意をもってご解決いただきますようお願いいたします。
- ご自分が経営する事業所の従業員として雇用することを目的として、社宅等を無償提供することは「求人広告」にあたるため、本制度ではご紹介することができません。
- 被災者に住宅をご案内する場合は、その直前に住宅の状況について現地確認させていただきます。